

青森県  
新型インフルエンザ対策  
行動マニュアル  
[社会対応版]

イラストレイテッド版  
illustrated version

平成24年1月  
青 森 県

# マニュアルの構成

はじめに

I インフルエンザとは

II 流行規模の想定

III 発生段階

IV 体制・役割

県の危機管理体制、市町村等の役割を記載

V 具体的な対策

相談体制、情報収集、広報、公衆衛生対策、社会・  
経済対策の具体策を記載

# 流行規模の想定

## ＜医療機関を受診する患者数の推計＞

県人口の25%が感染し、病原性が中等度で流行期間が8週間とした場合

区分	最小値	中間値	最大値
受診患者数	147,800	187,700	273,700
(内訳) 外来患者数	144,400	181,100	265,200
入院患者数	2,400	5,200	6,400
死亡者数	1,000	1,400	2,100

※米国疾病管理センターの推計モデルFluAid2.0を用い、平成22年10月1日現在の青森県推計人口を適用

# 発生段階

発生段階	状態
平時	新型インフルエンザが発生していない状態
海外発生 *	海外で新型インフルエンザが発生した状態
国内発生	国内で新型インフルエンザの患者が発生した状態
県内発生(早期)	県内で新型インフルエンザの患者が発生し、患者の接触歴を疫学調査で把握できる状態
県内発生(拡大期)	県内で新型インフルエンザの患者が発生し、患者の接触歴を疫学調査で把握できなくなった状態

\* WHOフェーズ4の段階

# 県の危機管理体制

保健衛生課

毎年、確認

各部局等危機情報連絡員

- 1 庁内の危機管理体制に関すること
- 2 新型インフルエンザに関する最新情報
- 3 その他新型インフルエンザに関すること

# 海外発生時(県の新型インフルエンザ危機対策本部設置前)

保健衛生課(WHO、国等から発生探知)

連絡

健康福祉政策課

開催

## 新型インフルエンザ対策庁内連絡会議

- |      |  |
|------|--|
| 議長   | 健康福祉部長   |
| 副議長  | 健康福祉部次長(健康福祉政策課所管)   |
| 構成   | 庁内各部局等主管課長、関係課長  |
| 事務局  | 健康福祉政策課  |
| 所掌事務 | ・庁内の情報収集・共有に関すること<br>・新型インフルエンザ対策推進に関すること<br>・対策本部設置に関すること |

# 海外発生以降(国の新型インフルエンザ対策本部設置後)

保健衛生課(国の対策本部設置探知)



健康福祉政策課



防災消防課



## 新型インフルエンザ危機対策本部

本部長  
副本部長  
危機管理監  
危機事案対策部長  
本部員  
事務局  
主な所掌事務

知事  
副知事  
危機管理監  
健康福祉部長  
庁内各部局等の長  
防災消防課、健康福祉政策課、保健衛生課、公衆衛生等医師  
・新型インフルエンザに関する情報の収集・分析に関すること  
・新型インフルエンザに関する対策の指示・調整に関すること  
・現地本部への指示に関すること

# 新型インフルエンザ危機対策本部運営

## 対策本部事務局

県医師会、感染症専門医等

相談、助言

### 運営グループ

#### 【防災消防課】

- ・対策本部の設置・運営
- ・庁内各部局等との連絡
- ・支援要員の確保、調整
- ・市町村との連絡等

### 情報収集・分析グループ

#### 【保健衛生課、公衆衛生・感染症等の診療に従事する医師】

- ・情報収集・分析（WHO、国、医療機関等からの情報）
- ・医療機関への情報提供

### 広報グループ

#### 【健康福祉政策課】

- ・県民に対する広報
- ・電話相談窓口の設置・運営

事務局及び関係部局等で対策協議し、案を作成

医療提供・公衆衛生対策案

社会経済活動の維持案

その他の対策

危機管理監  
健康福祉部長

重要な対策

本部長

その他の対策

危機管理監  
健康福祉部長

決定

決定

決定

各部局等対策実施

# 海外発生以降(県の新型インフルエンザ危機対策本部設置後)

新型インフルエンザ危機対策本部長



防災消防課



地域連携部

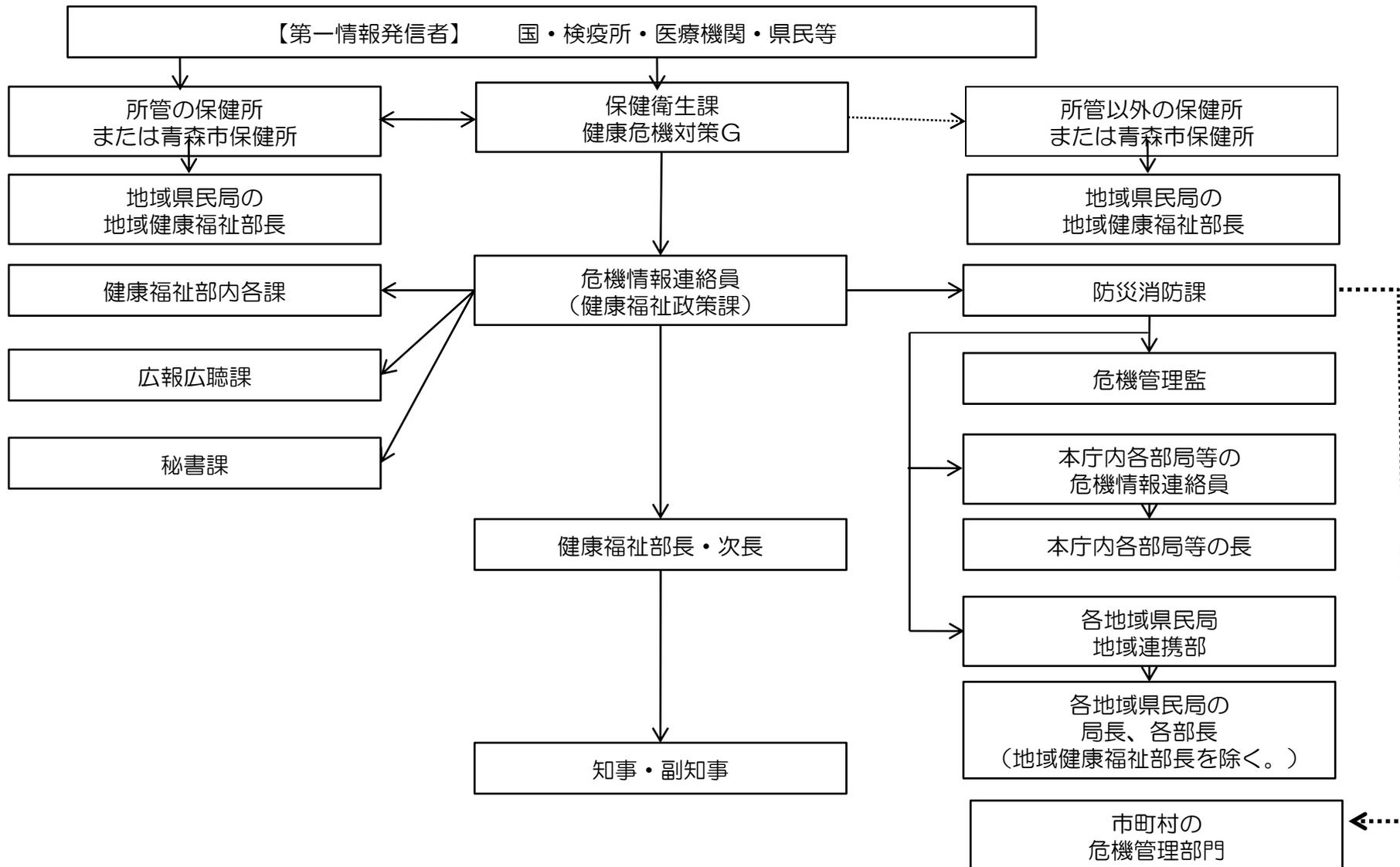


## 新型インフルエンザ現地危機対策本部

現地本部長  
現地副本部長  
現地本部員  
事務局  
主な所掌事務

地域県民局長  
地域連携部長、地域健康福祉部長  
地域県民局内各部長、教育事務所長、警察署長  
地域連携部、保健所  
区域内における事項

- ・新型インフルエンザに関する情報の収集・分析に関すること
- ・新型インフルエンザに関する対策の実施に関すること
- ・その他対策本部から指示のあった事項



\* 市町村に対する連絡は、防災消防課が市町村の危機管理部門(災害対策担当部署)に連絡する。

# 県の役割

発生段階	本庁内各部署等の共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成</li> <li>・所管業務に係るマニュアルの作成</li> <li>・関係機関等の連絡先リストの作成</li> <li>・事務局支援職員の候補者リストの作成</li> </ul>
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における当面の対応方針等の検討</li> <li>・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認</li> <li>・職員の健康状態の把握</li> <li>・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手</li> <li>・関係機関等に対する情報提供</li> <li>・対策本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防</li> </ul>
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康状態の把握</li> <li>・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手</li> <li>・関係機関等に対する情報提供</li> <li>・対策本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防</li> </ul>
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康状態、休暇状況の把握</li> <li>・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手</li> <li>・関係機関等に対する情報提供</li> <li>・対策本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防及び拡大防止</li> <li>・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)</li> </ul>
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康状態、休暇状況の把握</li> <li>・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手</li> <li>・関係機関等に対する情報提供</li> <li>・対策本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防及び拡大防止</li> <li>・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)</li> </ul>

発生段階	地域県民局内各部等の共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成</li> <li>・関係機関等の連絡先リストの作成</li> <li>・事務局支援職員の候補者リストの作成</li> </ul>
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における当面の対応方針等の検討</li> <li>・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認</li> <li>・職員の健康状態の把握</li> <li>・現地本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防</li> </ul>
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康状態の把握</li> <li>・現地本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防</li> <li>・管理庁舎の消毒等</li> </ul>
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康状態、休暇状況の把握</li> <li>・現地本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防</li> <li>・管理庁舎の消毒等</li> <li>・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)</li> </ul>
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康状態、休暇状況の把握</li> <li>・現地本部事務局への支援職員の派遣</li> <li>・職場内での感染予防及び拡大防止</li> <li>・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)</li> </ul>

# 市町村等の役割

## 市町村の主な役割

- ・住民への広報に関すること。
- ・住民からの相談に関すること。
- ・住民への新型インフルエンザワクチンの接種に関すること。
- ・住民への生活支援に関すること。
- ・在宅の高齢者、障害者、独居者等への支援に関すること。
- ・住民生活に不可欠な業務に関すること。
- ・その他住民の健康と生活の確保に関すること。

発生段階別に、市町村が対応に努める具体的な内容を記載

## 社会機能維持者

- ・エネルギー（電力、ガス、石油）
- ・上下水道
- ・通信
- ・交通
- ・流通
- ・報道
- ・食料品・生活必需品・医薬品等の製造・販売

発生段階別に、社会機能維持者が対応に努める具体的な内容を記載

## 医療機関

医療機関が対応に努める具体的な内容は「**新型インフルエンザ対策行動マニュアル [医療提供版]**」に記載

## 県民

発生段階別に、県民が対応に努める具体的な内容を記載

# 具体的な対策

## 具体的な対策

# 相談体制

平時：電話相談窓口準備

「コールセンター」、「帰国者・接触者相談センター」の機能

海外発生、国内発生、県内発生（早期）

県内発生（拡大期）

海外発生時に設置

## 電話相談窓口(広報グループ)

設置場所

県庁(対策本部:庁内)及び地域県民局(現地本部:保健所)

相談対応者

平時に、県庁及び地域県民局ごとに担当を割振

役割

一般的な相談事項

事務局支援職員

医療相談対応

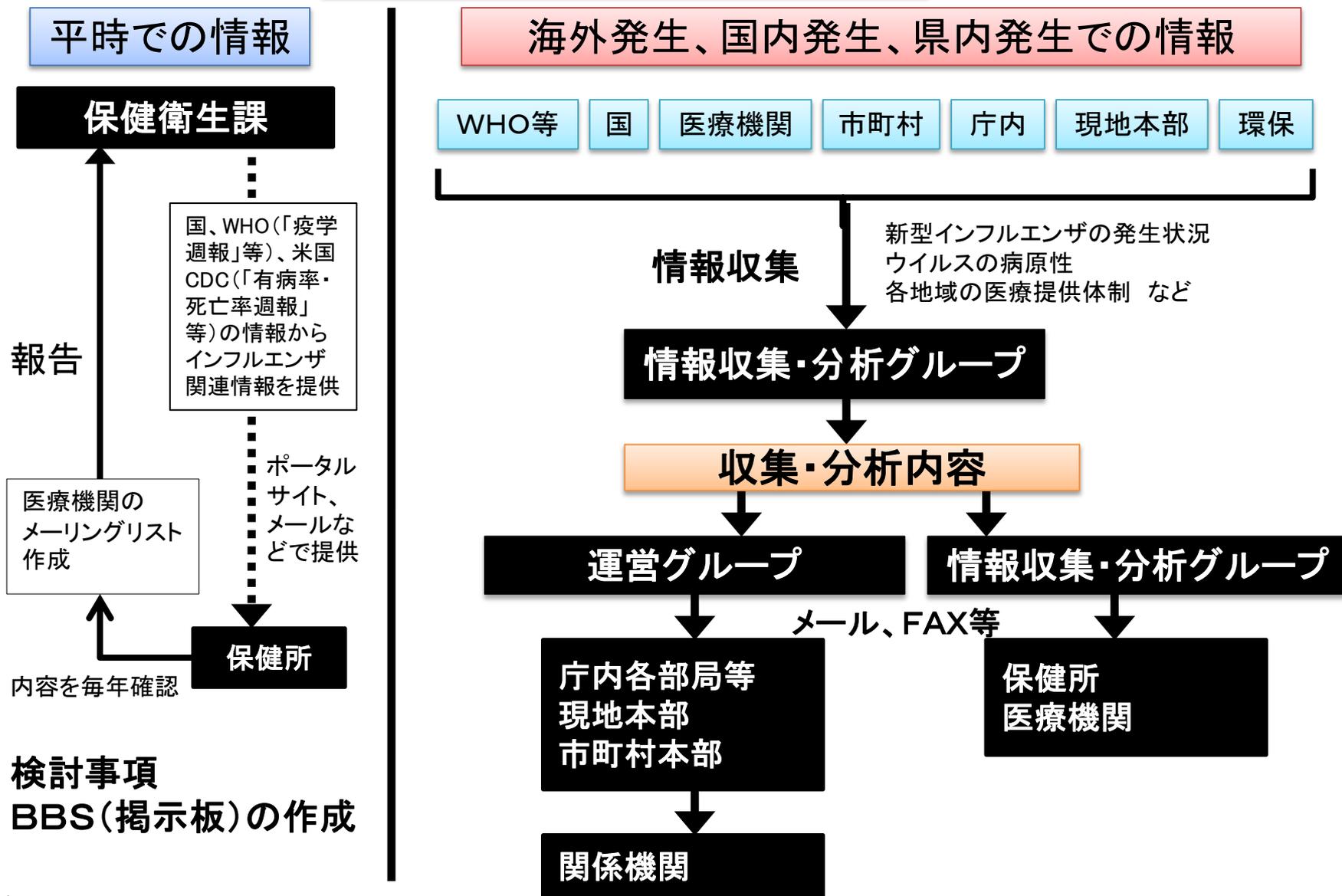
健康福祉部内・保健所内保健師等専門職員

障害者・外国人等

関係部局等の協力

## 具体的な対策

# 情報収集、分析等



# 県民に対する広報

海外発生、国内発生、県内発生での情報

毎日

県民

HP、県広報紙、市町村広報紙  
データ放送 等

広報グループ

新型インフルエンザの発生状況  
各地域の医療提供体制  
感染予防  
電話相談件数 など

情報収集・分析グループ

記者発表

原則、県内で初めての感染例、死亡例が発生した場合

定期的な投げ込み

発生状況、予防と対策等

# 具体的な対策

## 公衆衛生対策

## 社会・経済対策

海外発生

- ・県民へ  
渡航の際の注意喚起

国内発生

- ・県民へ  
感染予防徹底の要請

- ・関係事業者等へ  
情報提供  
感染予防徹底の要請

県内発生  
早期

- ・学校、通所施設等へ  
臨時休業の要請
- ・市町村、関係団体、企業等へ  
各種行事、イベント等の自粛要請

- ・関係事業者等へ  
ライフライン維持、食料品・生活  
必需品確保、ごみ処理対応、遺体  
処理対応、住民支援確保の要請

県内発生  
拡大期

県民生活の安全確保